学生証を再交付された学生へ

１．各種サービスの再登録について

①学部・研究科施設の入退室管理システムの再登録等

　学部・研究科の建物については、それぞれの所属学部・研究科で入退室管理を行っているため、所属学部・研究科の事務室で再登録手続等を行ってください。

②病院システムの再登録

　大学院医学研究科学生、医学部附属病院で臨床実習を行う学生は、病院3階の情報処理室で再登録を行ってください。

２．マナカ付学生証について

①学生証はＩＣカード乗車券（マナカ）機能付となっています。

* マナカ取扱駅などに設置してあるチャージ機で現金をチャージすると電子マネー機能を使うことができます。
* 駅などの定期券発行窓口で通学定期券を新規購入するときに定期券をマナカ付学生証にのせることができます。
* 全国の鉄道やバスなどの公共交通機関のＩＣカード乗車券として利用可能です。

**注意！**

マナカ付学生証と通常のマナカやトイカなどのＩＣカード乗車券を同じ定期入れに入れると、駅の自動改札機や各種カード読み取り機が誤作動することがあります。

②マナカ学生証を「記名式マナカ」に変更する

　　配布した学生証は学生証欄には氏名などが印刷されていますが「無記名式マナカ」の状態です。マナカに現金をチャージしたときは、駅などに設置してある券売機等で「記名式マナカ」に変更してください。学生証を紛失した場合、「記名式マナカ」であれば、マナカ取扱駅へ紛失の届け出を行うとチャージされた電子マネーや定期券の情報を引き継いで再発行できますが、「無記名式マナカ」の場合は電子マネーは引き継がれませんので注意してください。マナカに通学定期券をのせた場合は自動的に「記名式マナカ」となります。

　※紛失の届け出を行った場合でも、届け出当日までにおける第三者によるマナカの使用または払い戻しなどで生じた損害については、補償されません。

③卒業・退学時の取り扱い

　　卒業・退学等により本学学生の身分を失ったときは、直ちに所属学部の事務室へ返却してください。在学期間を過ぎて有効となる定期券は事前に払い戻し、チャージされた電子マネーは使い切ってください。学生証の有効期限を経過したマナカ付学生証は定期券、チャージされた電子マネーが無効となりますので注意してください。

マナカについての問い合わせは名古屋交通開発機構問い合わせ窓口へ

　０５２－８７５－９９１１　　受付時間；９時～１７時　土日曜祝日年末年始は除く

３．学生証の取り扱いの注意

* 折り曲げたり、擦ったり、強い衝撃を与えないでください。
* ＭＲＩやＸ線装置などの強い電磁波を発生させる装置には近づけない。（病院実習の時には注意してください。）